

早出遅出勤務の拡充について

☞ 育児や介護、通院、健康維持など個々の事情に応じた柔軟な働き方を実現し、職員のワーク・ライフ・バランス推進及び業務生産性向上のため、早出遅出勤務の拡充を行う。

概要

1 拡充内容

現 行		拡充後
名称	育児・介護のための早出遅出勤務	<u>時差勤務</u>
対象職員	育児又は介護を行う 官庁執務型勤務職場の全職員	<u>原則、官庁執務型勤務職場の全職員</u> <u>※ 官庁執務型勤務職場以外の職員 でも公務遂行上支障がないと所属長 が認める場合は実施可能</u>
勤務区分	① 7:30～16:15 ② 8:00～16:45 ③ 9:00～17:45 ④ 9:30～18:15 (休憩は全て正午～13:00)	① 7:30～16:15 ② 8:00～16:45 ③ 9:00～17:45 ④ 9:30～18:15 ⑤ 10:00～18:45 ⑥ 10:30～19:15 (休憩は全て正午～13:00)
取得単位	原則、月単位で勤務区分を固定	日単位で異なる勤務区分の設定が可能

※ 官庁執務型勤務職場とは、勤務時間が8:30～17:15の職場を指す。

※ 業務都合による勤務時間の臨時変更の場合は、引き続き制限なく変更可能とする。

※ 育児や介護、基礎疾患などの理由で勤務区分の変更を希望する職員及び業務都合による勤務時間の臨時変更を行う職員は、優先的に利用させる。

2 今後の予定

- 令和7年12月上旬 制度周知
- 令和8年1月5日 実施

【プレス発表】 なし

【議会対応】 企画総務委員会報告（令和7年12月5日）